

第 6 8 号議案

中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する
条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

中間市長 福田 浩

中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する 条例

中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例（平成10年中間市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者」を「こども、障がいのある人、外国人、性的少数者の人々」に改め、「差別や」の次に「インターネット上等での」を加える。

第3条中「総合的に」を削り、「推進する」の次に「とともに、行政の全ての分野で市民等の人権意識の高揚を図る」を加える。

第4条第1項中「理解するとともに」を「理解し」に、「尊重し」を「尊重するとともに」に、「障害者」を「こども、障がいのある人、外国人、性的少数者の人々」に改め、「差別や」の次に「インターネット上等での」を加える。

第5条中「障害者」を「こども、障がいのある人、外国人、性的少数者の人々」に改め、「差別や」の次に「インターネット上等での」を加える。

第6条の見出し中「啓発活動」の次に「の充実」を加え、同条中「障害者」を「こども、障がいのある人、外国人、性的少数者の人々」に改め、「差別や」の次に「インターネット上等での」を加える。

第8条中「障害者」を「こども、障がいのある人、外国人、性的少数者の人々」に改め、「差別や」の次に「インターネット上等での」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、国民に基本的人権を保障し、法の下での平等について定める日本国憲法、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）をはじめとする差別解消を目的とした法令及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定める世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、高齢者、<u>こども、障がいのある人、外国人、性的少数者の人々に対する差別その他あらゆる差別やインターネット上等での</u>人権侵害をなくし、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚を図り、もって市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい、愛のまちなかま」を実現することを目的とする。 (市の責務) 第3条 市は、第1条の目的を達成するために必要な施策を推進するとともに、<u>行政の全ての分野で市民等の人権意識の高揚を図るよう</u>努めなければならない。	(目的) 第1条 この条例は、国民に基本的人権を保障し、法の下での平等について定める日本国憲法、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）をはじめとする差別解消を目的とした法令及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定める世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、高齢者、<u>障害者</u>に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくし、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚を図り、もって市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい、愛のまちなかま」を実現することを目的とする。 (市の責務) 第3条 市は、第1条の目的を達成するために必要な施策を<u>総合的に</u>推進するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の本旨を理解し相互に人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、女性、高齢者、こども、障がいのある人、外国人、性的少数者の人々に対する差別その他あらゆる差別やインターネット上等での人権侵害をなくすため市の推進する施策に協力するよう努めなければならない。

2 (略)

(差別行為等の禁止)

第5条 市民等は、部落差別をはじめ、女性、高齢者、こども、障がいのある人、外国人、性的少数者の人々に対する差別その他あらゆる差別やインターネット上等での人権侵害の行為及び差別事件、事象の発生を助長する行為をしてはならない。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民等の人権意識の高揚を図るため、部落差別をはじめ、女性、高齢者、こども、障がいのある人、外国人、性的少数者の人々に対する差別その他あらゆる差別やインターネット上等での人権侵害を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努め、関係機関と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行うものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、女性、高齢者、こども、障がいのある人、外国人、性的少数者の人々に対する差別その他あらゆる差別やインターネット上等で

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の本旨を理解するとともに相互に人権を尊重し、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくすため市の推進する施策に協力するよう努めなければならない。

2 (略)

(差別行為等の禁止)

第5条 市民等は、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害の行為及び差別事件、事象の発生を助長する行為をしてはならない。

(教育及び啓発活動)

第6条 市は、市民等の人権意識の高揚を図るため、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努め、関係機関と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行うものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害に関する相談に的確に応じるため、必要な相談体制の充実に

の人権侵害に関する相談に的確に応じるため、必要な相談体制の充実に努めるものとする。

努めるものとする。